

松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）及び松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めるもののほか、松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者（以下「指定事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは、当該申請をした者に介護予防・日常生活支援総合事業者指定・更新通知書（様式第2号）を通知するものとする。

2 省令第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の指定又は指定の更新の基準その他指定又は指定の更新に必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の拒否)

第4条 前条第1項に規定する指定又は指定の更新の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は指定の更新をしないものとする。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、市の定める基準、員数等を満たしていないとき。

(3) 市の基準に従って適正な介護予防・日常生活支援総合事業の運営をすることができ

ないと認められるとき。

- (4) 当該申請に係る法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもののうち、当該申請者と省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法

第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 115 条の 45 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に次条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(11) 第 10 号に規定する期間内に次条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が、指定の申請前 5 年以内に訪問サービス、訪問型サービス A、通所サービス又は通所型サービス A に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者の役員等のうちに第 5 号から第 7 号まで及び第 10 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(14) 申請者が松江市暴力団排除条例（平成 25 年松江市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団である場合又は申請者の役員等が、同条第 2 号に規定する暴力団員等であるとき。

（変更等の届出）

第 5 条 指定事業者は、指定の申請事項の変更の届出にあつては、当該変更のあった日から 10 日以内に変更届出書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の 1 月前までに廃止・休止届出書（様式第 4 号）を市長に提出し

なければならない。

3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に再開届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（指定の更新）

第6条 指定事業者は、指定の更新を受けようとするときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第6号）により行うものとする。

（指定事業者の指定の取消し等）

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業者取消・停止通知書（様式第7号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

（事業者情報の公表及び提供）

第8条 市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、島根県、国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める事項

（市外の事業所に係る指定）

第9条 法第115条45の5第1項の規定による申請に係る事業所が松江市の区域外にある場合において、当該事業所が所在する市町村の訪問サービス又は通所サービスに相当するサービスを実施する事業者として指定を受けているときは、この要綱に規定する基準

を満たしているものとみなすことができる。

(雑則)

第10条 この要綱に規定するもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年松江市告示第437号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則 (平成30年松江市告示第416号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年松江市告示第123号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。